

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会設置要領

(目的)

第1条 愛知県農業水産局及び農林基盤局の行う総合評価落札方式競争入札を実施するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定及びその他必要な事項について、学識経験者の意見を聴くため、愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、提案事項に対し、意見を愛知県農業水産局長又は農林基盤局長（所長委任工事に關しては当該所長）に述べるものとする。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、学識委員で組織する。

2 学識委員は、次の各号に該当する者のうちから2名以上を、審査対象工事の内容に応じて農林基盤局長が委嘱する。

- 一 東海農政局職員
- 二 東海農政局土地改良技術事務所職員
- 三 中部森林管理局愛知森林管理事務所職員
- 四 愛知県森林協会職員
- 五 (公財)愛知県水産業振興基金職員
- 六 (公財)愛知・豊川用水振興協会職員
- 七 愛知県土地改良事業団体連合会職員
- 八 水資源機構中部支社職員
- 九 一から八の他、審査対象工事の審査に必要と判断される機関の職員

3 委員会の構成は別紙構成例によるものとする。

(委員の任期等)

第4条 学識委員の任期は以下のとおりとする。

- 一 第3条2項の一から八に該当する委員は2年。ただし、再任は妨げない。
- 二 第3条2項の九に該当する委員は審査対象工事の審査年度。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員長は、学識委員の互選により決めるものとする。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、学識委員2名以上の出席をもって成立するものとする。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、アドバイザー等の意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は委員会等で知り得た技術提案の内容、又は評価内容等を他に漏らしてはならない。

委員の職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は農林基盤局農地部農林総務課に置く。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会設置要領第3条の規定に基づ
く審査対象工事の内容に応じた学識委員の構成例

○は担当委員

区分	機 関 名	農地	林務	水産	その他
学 識 委 員	東海農政局職員	○	○	○	○
	東海農政局土地改良技術事務所職員	○	○	○	○
	中部森林管理局愛知森林管理事務所職員		○		
	愛知県森林協会職員		○		
	(公財) 愛知県水産業振興基金職員			○	
	(公財) 愛知・豊川用水振興協会職員	○		○	○
	愛知県土地改良事業団体連合会職員	○		○	○
	水資源機構中部支社職員	○			
	審査対象工事の審査に必要と判断される 機関の職員				○

※表は構成例であり、審査対象工事の内容に応じて委員長が招集するものとする。